

令和 8 年度第 1 回愛南町入札監視委員会 審議概要

審議完了日	令和 8 年 9 月 7 日（月）	
出席委員氏名	委員長 木下 尚樹（愛媛大学大学院理工学研究科准教授） 委 員 脇田 佳成（(株)愛媛建築住宅センター）	
審議対象期間	令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日	
抽出案件	総件数 5 件	（備考） 抽出の考え方 無作為に案件を抽出。（木下委員長が案件を抽出。）
一般競争入札	3 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回 答
議題 1 令和 3 ～令和 7 年度愛南町入札契約状況について ・請負金額が 5 ヶ年で増加傾向にあるが、町全体の予算も増加しているか。 ・随意契約において、R7 年度の請負金額が他の年度と比べ、大幅に増加しているが、原因は。 議題 2 抽出事業の審議について 【抽出事業①】 ◇小成川避難場所舗装工事 ・予定価格 1,993,200 円と比較的高額な工事であり、土木一式の舗装工事で、一般的な工事であると思われるが、随意契約とした理由。	・町全体の予算は減少傾向にありますが、それに反して工事請負費が増加しております。公共施設やインフラ設備の老朽化に伴う、維持改修工事の発注が増加していることが要因と考えられます。 ・消防救急デジタル無線改修工事を約 2 億 900 万円で発注していることが要因であると考えられます。本工事は、プロポーザル方式により業者を選定していることから、随意契約に区分されます。 ・本工事は、愛南町小成川地区にある避難場所において、避難場所の整備を目的に、コンクリート舗装を実施した工事です。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額において、その額を超えないときは随意契約することができます。本町においては、この額を 200 万円としており、当該工事ではこの金額を超えていないため、随意契約としております。本事業では、2 者から見積徴収を行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で見積を提出したものを採用しておりますので、随意契約ではありますが競争性は確保されているものと考えております。

【抽出事業②】 ◇中町浄水場 NF 膜交換及び御荘浄水場送水ポンプ交換工事 ・ 予定価格 38,720,000 円と高額な工事を随意契約とした理由。 ・ 競争入札での実施を検討したか。 【抽出事業③】 ◇城辺小学校屋内運動場空調整備工事 ◇御荘中学校屋内運動場空調整備工事 ◇平城小学校屋内運動場空調整備工事	・ 本工事は中町浄水場及び御荘浄水場において、膜ろ過設備の膜モジュール及び送水ポンプの経年劣化に伴い、これらを更新する工事であり、浄水処理能力及び送水機能の維持・安全性の確保を目的としたものです。本工事に係る膜ろ過装置は、当該業者の製品であり、膜処理を行っている中町浄水場及び御荘浄水場は保守点検業務を同社と契約しております。膜ろ過装置の調整及び取替については、同社を通さなければ実施できない特殊な設備であり、仮に他業者が膜モジュールの交換及び送水ポンプの交換を施工した際に、膜処理に影響が生じた場合は膜ろ過装置及び施設全体の調整が必要になり、水処理に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するため、高額な工事ではありますが、同社と随意契約を締結しております。 ・ 本工事においては、庁内会議である入札審査会において、業者選定について審議を行い承認されております。その中で、発注方法においても確認しております。また、一般競争入札が原則となりますので、安易に随意契約とならないよう入札担当課でも確認しております。
--	--

・管工事で比較的予定価格が高い工事であり、同種の工事が3件同時に出ており、その内2件を同じ業者が落札している。また、工事の工期が短い。 ・資料を確認すると、評価項目の中で、工事成績評定に差が出ているが、過去何年の平均値になるか。 ・この工事において、物価上昇の影響はあるか。 議題3 その他 ・特になし	・同種の工事が3件同時に出ている点ですが、工事費が多額となることから、脱炭素推進事業での実施を検討しました。当事業債は、令和7年度までの時限措置であったため、3件まとめの発注となりました。 また、落札業者について、本工事は総合評価落札方式を採用しており、評価値算出の結果、内2件の工事において、(株)プロGRESSが落札者となっています。 工期が短い点ですが、当初契約工期が一覧表に記載の令和8年3月23日～令和8年3月31日となっておりますが、繰越工事となりますので、工期変更を行い、工期末を令和9年3月12日まで延長しております。 ・過去2ヵ年度の平均点になります。 ・スライド条項等で、物価上昇による金額変更について、協議の場を設けるようにしているが、現時点で施工業者から申し出はありません。
---	--